

高浜市

第2次地域福祉計画

～つながり、支えあい、安心のしくみづくり～

【素案】

平成21年7月
愛知県高浜市

第 1 章 第 2 次地域福祉計画策定の考え方

第 1 節 第 1 次地域福祉計画の継承

1 第 1 次地域福祉計画からの学び

平成 15 年 3 月に策定された第 1 次地域福祉計画(以下「第 1 次計画」という。)の策定過程における基本スタンスは、今までのような行政主導により策定する計画ではなく、いかにして住民を巻き込んだ住民主導の計画にするかということでした。

本市では、高齢者や障がい者といった当事者や将来のまちづくりを担う子どもたちが参加する「168 人(ひろば)委員会」を立ち上げ、ワークショップにより住民自らで課題を見つけ出し「活動」をしていく場を設けました。そして、参加した住民が自主的に会議を運営し、従来の形式的といわれる会議から脱却した徹底した住民参加、住民主導で計画策定にあたりました。そして、最大の特徴は、計画策定自体を地域福祉の「活動」と捉え、自分たちのまちの地域福祉の現状を振り返り、現状を認識する中で策定された手づくりの計画でありました。

第 1 次計画では、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本理念として、

- ・ **誰もが高浜に住み続けられるしくみづくり**
- ・ **地域福祉サービスを統合化**
- ・ **当事者主体の住民参加**
- ・ **人とのつながりを重視する福祉**

などに取り組んできました。

第 2 次地域福祉計画(以下「第 2 次計画」という。)は、第 1 次計画の後を受ける計画であることから、第 1 次計画の良し悪しをどう活かしていくのか、今後の高浜の地域福祉をどのように進めるべきかを踏まえて策定にあたりました。とりわけ、第 1 次計画においては、計画の進行管理が不十分であったため、第 2 次計画においては、進行管理を重視することが必要となりました。

2 高浜福祉の到達点

(1) 高浜の「福祉でまちづくり」への歩み

段階	年 月	実 施 内 容
第1段階 高齢者介護中心のまちづくり	平成4年	ホームヘルパー養成研修スタート(社会福祉協議会主催)
	平成7年	県立高浜高校に福祉科設置
	平成8年 4月	いきいき広場オープン(再開発ビル2F)
	平成11年 8月	日本福祉大学高浜専門学校を誘致(再開発ビル3F)
	平成12年 4月	宅老所「じい&ばあ」「いっぷく」「あっぼ」オープン
	平成12年 10月	介護保険制度スタート → 地域力(住民力・職員力) 地方分権一括法の施行 → 地域力(住民力・職員力) 宅老所「こっこちゃん」「悠遊たかとり」オープン ものづくり工房「あかおにどん」オープン
第2段階 地域福祉計画活動による障がい者・子ども福祉への拡大	平成13年 2月	高浜市地域福祉計画策定に着手
	7月	168人(ひろば)委員会の活動スタート
	10月	IT工房「くりっく」オープン
	平成14年 7月	親子よろこびの広場「高浜いちごプラザ」オープン
	10月	碧海5市合併協議会の設置を否決
	11月	サロン「赤窯」オープン 全世代楽習館完成
	平成15年 2月	構造改革プロジェクトチームを発足
	3月	高浜市地域福祉計画策定
	8月	みんなの居場所「ふれあい・だんらん」特区認定
	9月	居住福祉のまちづくり条例制定
	11月	地域内分権検討委員会を発足 「たかはま子ども市民憲章」の制定
	12月	障害者地域生活支援施設「みんなの家」完成
平成17年 3月	構造改革推進検討委員会報告書 高浜南部まちづくり協議会設立	
4月	「中高生サロン『バコハ』」の設置	
平成18年 2月	高浜南部ふれあいプラザオープン	
4月	カフェ&ベーカリー「ふるふる」オープン 障害者自立支援法の施行	
第3段階 住民自治による「福祉でまちづくり」へ展開	平成19年 3月	吉浜まちづくり協議会設立 在宅・長寿我がまちづくりプラン策定 未来志向研究プロジェクト調査・研究
	10月	小規模多機能型居宅介護事業所開設
	平成20年 3月	翼まちづくり協議会設立
	4月	まちづくり協議会特派員制度スタート
	8月	高取まちづくり協議会設立
	平成21年 5月	第2次地域福祉計画策定着手 高浜まちづくり協議会設立

市では「福祉でまちづくり」の実現に向け、平成2年に打ち出された「グローバルプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)」を出発点とし、福祉への本格

的な取り組みを始め、さまざまな取り組みを行なってきました。その取り組みは、プロセスの内容により3つの段階に分けることができ、段階ごとにその広がりを見ることができます。

1) 第1段階：高齢者介護中心のまちづくり（平成4年度～平成12年度）

第1段階では、平成4年度にスタートしたホームヘルパー養成研修や県立高浜高校への福祉科の設置、さらには、日本福祉大学高浜専門学校の誘致により、将来、高浜の福祉の担い手となる福祉人材の育成に力を注いできました。育成された福祉人材はボランティアグループとして、**宅老所「じい&ばあ」**を始めとした5つの宅老所の運営に携わり、地域における高齢者福祉サービスの担い手として福祉の推進役として活躍しています。同時に、特別養護老人ホームなどといった高齢者介護の基盤整備に取り組むとともに、平成8年度には、福祉の総合拠点となる「**いきいき広場**」を整備し、住民への福祉のワンストップサービスの実現や住民の福祉に対する意識向上を図ってきました。

いわゆる、トップダウン型により高齢者介護施策の展開が図られる中、職員の意識改革をもたらすとともに、平成12年度の介護保険制度の施行とともに独自に開始したサービスなど、地域での福祉的事業に関わる基盤の充実を図ってきました。

一方、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、分権時代における住民と行政の関係の新たなあり方として、「自助、共助、公助」という考えをお互いが理解し合い、その考え方を基本に捉えた協働作業の機会をいかに広げていくかということが問われることとなりました。

2) 第2段階：地域福祉計画を通じた障がい者・子どもの福祉への拡大（平成13年度～平成18年度）

第2段階では、ボトムアップ型ともいえる住民と行政の新しい取り組みが始まりました。平成12年度に、全国社会福祉協議会から地域福祉計画策定モデル地域として指定を受け、平成14年2月にモデル計画を策定し、この内容を補強、充実したものとして、平成15年3月に第1次計画を策定しました。行政主導から住民主体の計画づくりを目指し、住民組織として「168人（ひろば）委員会」を立ち上げ、計画活動を推進してきました。その活

動は、障がいのある方やその保護者の居場所である障害者地域生活支援施設「みんなの家」や中学生・高校生の居場所である「バコハ」、「たかはま子ども市民憲章」、「居住福祉のまちづくり条例」などを生み出しました。

また、地方分権の流れの中、平成14年に周辺自治体との合併が協議されましたが、実現には至らず、基礎自治体として市の自立的な運営が求められることとなりました。市では、庁内に「構造改革プロジェクトチーム」を設置し、これからの市のあり方についての検討を開始しました。その中で、「地域でできることは地域で」をテーマとした新たな住民自治組織に対する地域内分権化の推進を図るため、第1次計画で培った「住民力」と「職員力」を活かし、平成17年3月に高浜南部まちづくり協議会が設立しました。この協議会では、平成18年4月に、チャレンジドが働くカフェ&ベーカリー「ふるふる」がオープンし、地域住民の支えあいによる運営が行われています。

このように、第1次計画を通じ、障がいや子どもの福祉への拡大へと展開してきました。

3) 第3段階：住民自治による「福祉でまちづくり」への展開（平成19年度～現在）

第3段階では、2つ目のまちづくり協議会として「吉浜まちづくり協議会」が設立され、“住民自治”を基軸とした「福祉でまちづくり」が展開されることとなります。平成21年5月、すべての小学校区においてまちづくり協議会が設置されました。また、平成20年4月には、地域住民と行政がまちづくりの対等なパートナーとして、地域課題の解決に向けて協議・検討・実践するため「まちづくり特派員制度」を創設し、協働によるまちづくりを展開しています。

第3段階

まちづくり主体

第2段階

地域福祉（障がい・子ども）

第1段階

高齢者介護

(2) 高浜の「福祉でまちづくり」への課題

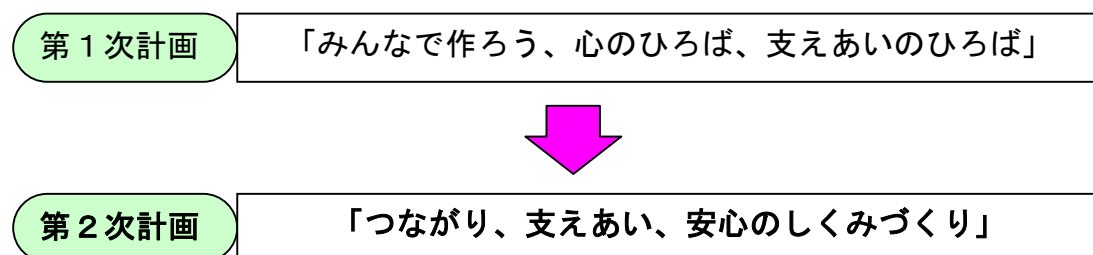
これまでの「福祉でまちづくり」への参加は、すでに地域福祉に関わっている住民や職員といった範囲に限定されていたことは否めません。障がい者施策として結びつきが出始めている地元企業や地域の商店の参加を積極的に促すことが必要です。また、社会福祉施設などの基盤づくりを推進してきたにもかかわらず、福祉専門職といった福祉のスペシャリストが実施する「地域福祉」が見当たりません。本格的で組織的な参加が必要です。更には、これからの「福祉でまちづくり」を展開するには、まちづくり協議会などのまちづくりの主体を応援し、福祉との接点を持ち、その関係を深めることが求められます。

第2節 第2次計画の理念と基本的視点

1 計画の理念と新たな方向

(1) 基本理念

第1次計画では、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本理念に掲げ、「みんなで作ろう」に代表されるように、計画策定のプロセスを重視しました。第2次計画においては、上位計画にあたる「第5次高浜市総合計画」の基本理念のひとつである「安心と人が支えあうまち」をふまえ、今後求められる福祉専門職の地域への関わりの強化や新たなしくみやしかけによる「安心」を追加し、「つながり、支えあい、安心のしくみづくり」を基本理念として地域福祉の推進に取り組みます。



(2) 新たな方向の導入

基本理念を具現化するために、3つの新たな方向を導入しました。

1) 身近な生活課題への対応（「安心生活応援プラン」） ← 「安心」

第1次計画の策定を通じ、住民が主体となった地域福祉の取組みのみならず、介護保険、障がい者福祉といった公的な福祉サービスについても飛躍的な発展を遂げてきました。しかし、依然として、地域においては、地域で生活している人にしか見えないような生活課題や、複合的な問題ゆえに、公的な福祉サービスでの総合的な対応が不十分であることなどから生じる問題があります。こうした生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、その意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することが、地域での人々のつながりの強化、地域の安心につながるものと考えられます。

このような「新たな支えあい」による地域福祉を実現するためには、「住民主体の確保」や「生活課題発見のための方策」、「情報共有や活動拠点、核となる人材など地域福祉を推進するための環境」などが必要となります。行政においては、こうした地域福祉推進のための活動の基盤整備を行うとともに、地域で発見された身近な生活課題を解決するためのシステムづくりに取り組むことが必要です。

2) 「地域福祉の循環」のしくみ ← 「支えあい・つながり」

平成20年3月31日に示された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書では、地域における「新たな支え合い」として、公的な福祉サービスだけでは支えられない生活課題に対する「共助」の領域拡大・強化や行政の役割について提唱されています。この「新たな支え合い」の構築に向けては、地域で生活する住民が抱えるさまざまな福祉課題を解決するために、地域住民の参加のもと、地域におけるさまざまな社会資源を活用して、サービス提供や支援をしていくことが求められます。

そのためには、住民による地域福祉活動と公的な福祉サービスとの「つながり」、住民と今まで関わりのなかった主体(専門職)との新たな「支えあい・つながり」、従来の地域福祉活動と新たなまちづくり組織と「支えあい・つながり」などといった、地域におけるさまざまな社会資源の間で人やサービスなどが循環するしくみ、いわゆる「地域福祉の循環」のしくみづくりが必要です。

そこで、高浜版の「地域福祉の循環」のしくみづくりを考えたとき、その方向性として次の4点が掲げられます。

- ① 公的な福祉サービス拠点である「いきいき広場」だけでは、生活福祉課題の解決は困難であるといえるため、新たに地域福祉活動を推進するための総合窓口と既存の「いきいき広場」との連携による**「地域福祉と社会福祉の制度的な取組みの循環」**
- ② 第1次計画の「住民参加」の流れから生まれた「地域の福祉力」をさらに発展させるため、福祉専門職を地域福祉活動の中で活かす力、すなわち、「福祉の地域力」との連携による**「地域の福祉力と福祉の地域力の循環」**
- ③ 従来型の地域福祉活動と、地域課題の解決や地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進するために新たに芽生えた組織であるまちづくり協議

会との連携による「福祉でまちづくりにおける地域福祉とまちづくり協議会の循環」

- ④ 計画策定に携わった方々が、計画の進行管理にも携わるとともに、さらに次の計画策定へとといった「計画策定と進行管理の循環」

— 「地域の福祉力」と「福祉の地域力」の向上 —

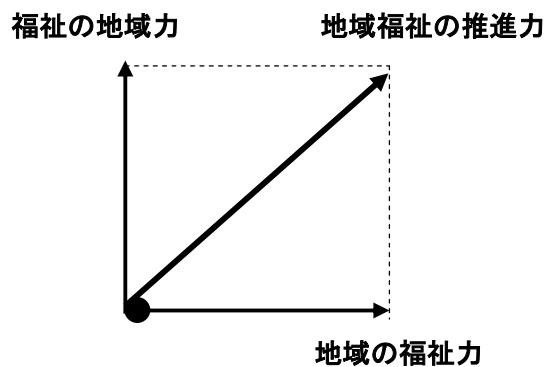


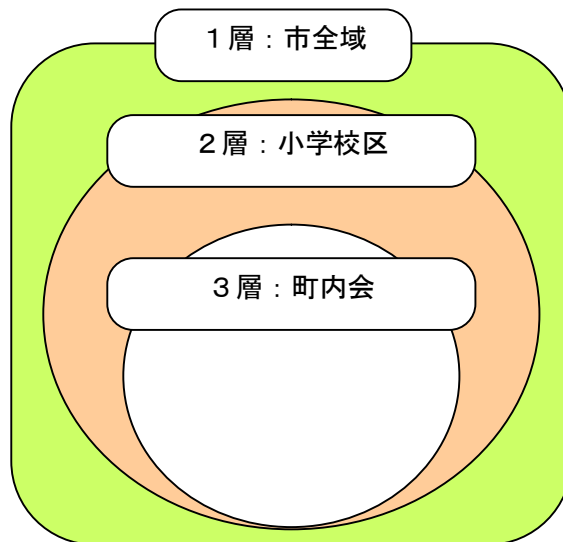
図 地域福祉の推進力

3) 「地域福祉圏域」の考え方 ←「つながり・支えあい」

第1次計画では、市全体をひとつの「地域福祉圏域」と設定し、「いきいき広場」を活動拠点として地域福祉を推進してきました。現在では、まちづくり協議会の活動にみられるように、小学校区をひとつの単位として多様な活動が展開されています。

第2次計画では、市全体を3つの層（第1層：市全体、第2層：小学校区、第3層：町内会）に分け、「地域福祉圏域」を重層化します。より身近な小地域で、その特性に応じた地域福祉を基本としつつ、層に対応した地域福祉の推進を展開します。

— 地域福祉の重層的な圏域設定 —



2 計画推進の基本的な視点

基本理念の実現をめざし、計画を効果的に推進していくため、以下の基本的視点に立ち、施策の展開を図ります。

①地域福祉推進の重層的な拠点づくり

地域福祉を推進するためには、情報を一元化する総合的な拠点及び活動拠点が必要です。第1次計画では、「地域福祉推進ひろば」を設置し、168人（ひろば）委員会を核とした「福祉でまちづくり」を推進していく予定でした。しかし、まちづくり協議会設立などの動きと時期が重なったことなどにより、「地域福祉推進ひろば」の設置に向けた中核となる人材の確保が困難となったことから、実現には至りませんでした。

そこで、既存の「いきいき広場」だけでなく、新たな地域福祉推進の拠点を整備するとともに、より身近な小地域においても活動拠点を設置するなど重層的な体制を確保します。

②福祉専門職の地域福祉への参加

これまで、地域福祉計画の策定においては、「住民参加」が強調されてきました。しかしながら、「地域の福祉力」を高めるためには、「福祉の地域力」を高めることも必要です。

そこで、福祉専門機関が地域福祉活動基盤へ参加をするとともに、福祉専門職が地域に関心を持ち、積極的に関わり、住民と相互理解ができるステージを設置することにより、福祉専門職が持つ「福祉の地域力」を活かすことのできる「福祉でまちづくり」を推進します。

③計画の推進体制の確立

計画を推進するにあたっては、どの主体が何をするかといった責任主体を明確にした体制を確立するとともに、計画の進行管理を行う機関についても設置する必要があります。持続可能な体制を確立し、計画の実現性をより高めます。また、まちづくり協議会が策定する「地域計画」を応援するため、その計画内容に対応できるように、第2次計画の内容の見直しを行います。

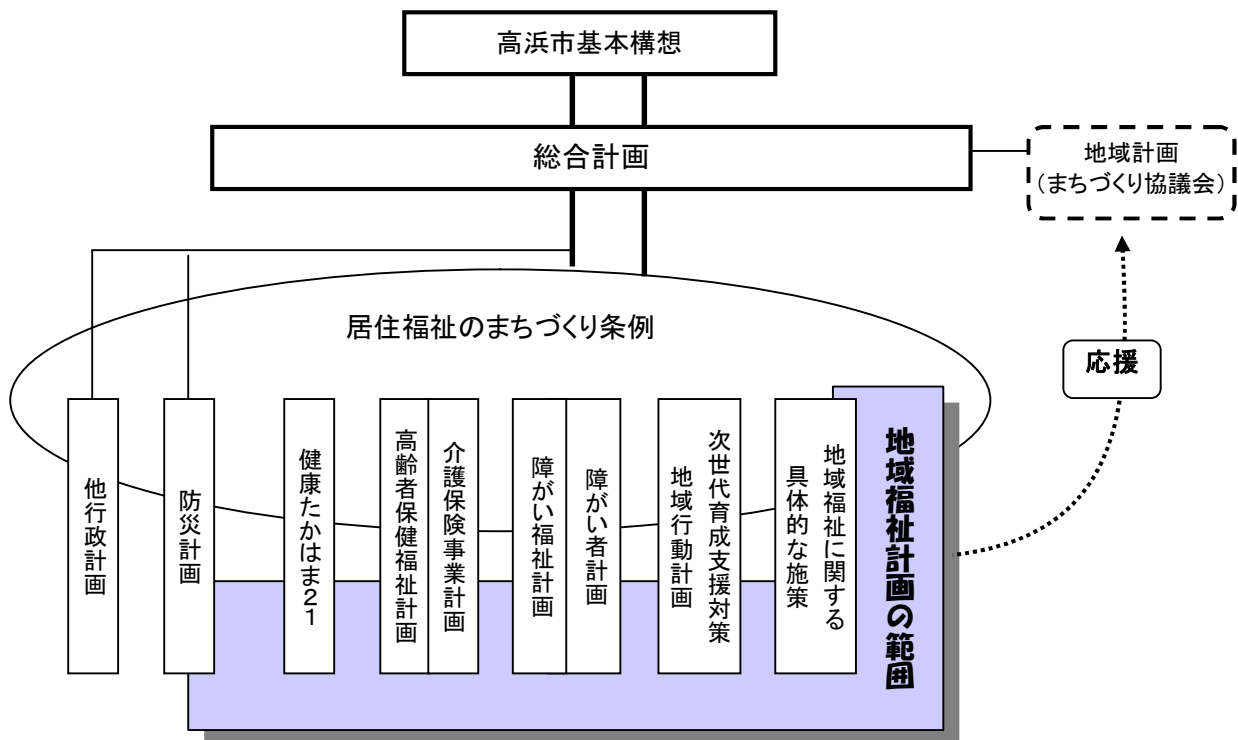
3 計画の位置と計画期間

(1) 計画の位置

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地方自治法第2条第4項の基本構想（高浜市総合計画）の地域福祉を推進するものとして位置づけます。また、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「障がい者福祉計画」「次世代育成支援対策地域行動計画」「健康たかはま21」など、分野別計画における地域福祉の具体的な施策の展開を束ねる土台を作るとともに、「福祉でまちづくり」の架け橋となる役割を持ちます。

「高浜市居住福祉のまちづくり条例」においても、協働による地域福祉の推進が求められているなど、地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体の関係にあることが重要です。第2次計画においては、社会福祉協議会が重点的に推進する取組みについて、別に「第2次地域福祉活動計画」として策定するのではなく、行政の地域福祉計画に含める方法で策定します。

— 他計画との関係 —



(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から26年度までの6か年計画とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

また、社会福祉協議会では、より地域福祉の推進役として地域福祉活動ができるような基盤を強化するため、「社会福祉協議会発展・強化計画」の策定を行います。

— 高浜市の各計画の計画期間 —

主な関連計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
高浜第5次総合計画 (高浜新世紀計画)	後期基本計画(～平成22年度)						第6次(平成23年度～)			
地域計画							第1次(平成21年度～)			
地域福祉計画	第1次(平成15～19年度)				準備期	第2次(平成21年度～26年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第1次(平成15～19年度)					社協発展・強化計画(平成22年度～)				
障がい者計画	第2次(平成15～19年)			第3次(平成20年度～26年度)						
障がい福祉計画				I(平成18～20年度)		II(平成21～23年度)		III(平成24～26年度)		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	II	III(平成18～20年度)			IV(平成21～23年度)		V(平成24～26年度)			
次世代育成支援対策 地域行動計画	前期(平成17～21年度)					後期(平成22～26年度)				
健康たかはま21	第1次(平成15～22年度)						第2次(平成23年度～)			

第2章 第2次地域福祉計画の策定方法

第1節 第2次計画の策定プロセスと策定体制

1 第2次計画の策定方法

第1次計画においては、「168人（ひろば）委員会」だけが計画活動の推進母体でした。しかし、第2次計画においては、地域住民に加えて、新たに福祉専門職やまちづくり協議会などといった推進主体が計画活動に参加するとともに、評価活動も計画活動のひとつとして策定しました。

策定までの準備段階

年度	事項	内容
19	『計画を考える会』 全体会①(5/17)	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会に関する地域政策グループヒヤリング 1次計画の波及と行政政策から見るインパクトについて
	『計画を考える会』 全体会②(6/13)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の目的・性格・方法について 2次計画の方向性について
	『計画を考える会』 全体会③(7/13)	<ul style="list-style-type: none"> 地域アプローチの方向として「これからの地域福祉のあり方検討会報告」の検討 地域福祉計画の範囲について 計画への参加の形について 「いきいき広場」の発展について
	評価活動①	<ul style="list-style-type: none"> 1次計画ひろば委員会委員へのヒヤリング 専門職へのヒヤリング (社協ホームヘルパー・社協みどり学園・保健福祉G保健師・地域包括保健師) まちづくり協議会へのヒヤリング
	評価活動②	<ul style="list-style-type: none"> 1次計画事業の自己評価
20	評価活動③	<ul style="list-style-type: none"> 1次計画事業関係部署に行われた調査書からの課題分析 地域懇談会報告書から課題整理
	地域福祉計画研究会 (4/15)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉とまちづくりに関する横断的検討会 (参加者：庁内横断検討委員会・まち協特派員)

計画策定プロセス

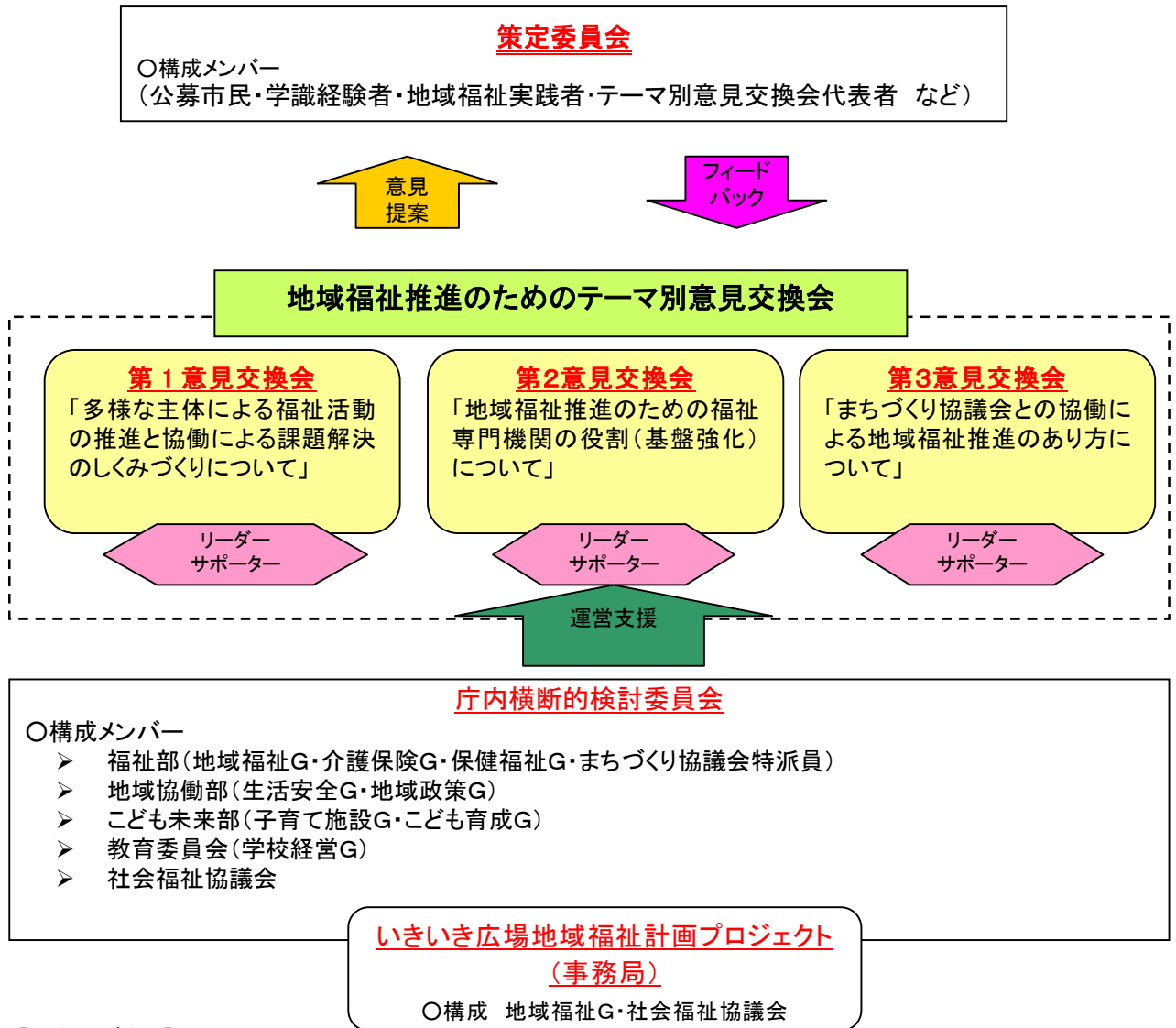
年度	事項	内容
20 ～ 21	庁内横断的検討委員会(4月)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの地域福祉の取組み 第1次計画の評価 これからの地域福祉の取組み 第2次計画のイメージ
	「福祉でまちづくり」セミナー(8/3)	<ul style="list-style-type: none"> ミニ講演「福祉でまちづくりー住民参加と協働のすすめー」 (日本福祉大学 原田正樹氏) ミニシンポジウム 「福祉でまちづくり現場生トークショー ー障がいのある方の地域生活の視点からー」 パネラー：当事者組織・施設職員（専門職）・行政 障がい者の施設は貴重な「資源」であり、住民と専門家がどう協力するか、その基盤を行政がどう作っていくか、ということが2次計画の大きなテーマ
	意見交換会(ワーキンググループ)開催 (※各意見交換会の詳細は資料編)	3つの意見交換会 ① 多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決のしくみづくり ② 地域福祉推進のための福祉専門機関（専門職）の役割と基盤づくり ③ まち協との協働による地域福祉推進のあり方
	策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回(4/27) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・第2次計画の策定体制について ・意見交換会からの報告 ・第2次計画の事務局案について ・今後の主家ジュールについて ○第2回(6/23) <ul style="list-style-type: none"> ・素案について ・パブリックコメントについて ○第3回(7/21) ※予定 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・最終案について
	パブリックコメント	実施期間 平成21年7月1日から8日まで

2 第2次地域福祉計画の策定体制

第2次計画の策定にあたっては、「行政・社協評価チーム」による第1次計画の分析・評価を踏まえ、3つのテーマ別意見交換会を設置し、そこからの意見を十分に反映し、地域福祉計画策定委員会において内容の検討を行いました。

意見交換会では、福祉専門職が「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の垣根を越えた計画活動が行われ、また、5つのまちづくり協議会の防犯・防災担当が同じステージに立ち、情報共有や情報交換などが実施されるなど、第1次計画と比較し、バージョンアップした体制で計画活動が行われました。

— 第2次地域福祉計画の策定体制 —



【 役 割 】

策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の内容を審議する（中間素案・原案の審議） ● テーマ別意見交換会からの意見や提案を尊重する ● 意見交換会にフィードバックする ● パブリックコメントの実施
第1・第2・第3意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討テーマに沿って議論する ● メンバー（行政・社協）は協議内容を所属部署に持ち帰り検討する ● 策定委員会からの検討事項を協議する
庁内横断的検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● テーマ別意見交換会に行政・社協の一員として参加する ● 中間素案・原案の作成
いきいき広場地域福祉計画プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定委員会・意見交換会・住民説明会等の運営 ● 中間素案・原案のたたき台の作成 ● 事務的な対応

第2節 第1次計画の評価

1 第1次計画の評価方法

第1次計画の評価については、日本福祉大学と連携をし、168人（ひろば）委員会の委員、福祉専門職である保健師、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会のホームヘルパーや、まちづくり協議会関係者などの関係者に対し、ヒアリングを実施するとともに、庁内においても同様に調査を行いました。

検証においては、次の3つの視点をポイントに実施しました。

①「計画の実行体制」

→計画の進行管理と社会福祉協議会との役割分担

②「計画における重点項目の実現度と今後の必要性」

→みんなの家などの実験事業とボランティアひろばセンターの活動状況やいきいき広場の拠点性、総合性の向上

③「計画目標の実現度」

→職員のスキルアップと住民力の向上、計画策定の波及効果

①行政・社協評価チームによる自己評価と分析

方法	地域福祉グループと社協の職員（5名）により1次計画の事業について進捗を評価
課題	<ul style="list-style-type: none">◇ 1次計画で根づき始めた従来型の地域福祉活動の拡がり<ul style="list-style-type: none">・ 活動支援のあり方（活動の活性化や担い手づくりの工夫）・ 地域の多様な民間事業者との連携（施設・企業・商店など）・ 情報交換や学習の場・ ボランティアひろばセンターの運営管理◇ 行政・社協を含めた福祉専門職の地域へのかかわり強化<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センターの機能・役割の強化・ 専門性の確保と人材育成・ 新しい組織まち協との関係づくり・ 災害弱者への対応・ 社協の基盤強化

②計画関連部署への事業調査分析（評価シートによる調査）

方法	いきいき広場の所管事業分析（地域福祉G・保健福祉G・介護保険G・社協）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 組織体制の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の発揮と研修による専門性の向上 ・ 福祉のタテワリからヨコの連携へ ◇ 事業内容の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の開発と財源確保 ・ 事業のスクラップ&ビルド ◇ 関係機関のネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの機能強化 ・ 情報の共有 ・ 地域団体との連携と協働

③ヒヤリングによる評価・分析（168人（ひろば）委員会メンバー・まちづくり協議会・福祉専門職）

方法	対象者：第1の子どもグループを除いた他グループの中心メンバー5人 南部まち協・吉浜まち協の事務局の人達
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 活動する人の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の持続を支援するしくみ ・ 活動する人の相談窓口 ・ 情報交換や活動の活性化のための場 ・ 人材の育成 ・ 地域ボランティアの育成 ・ 町内会や民生委員など地縁組織との連携 ・ 人材の育成（核となる人） ◇ 進行管理の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政・社協との連携やネットワーク ・ 活動への条件整備 ・ 支援の基盤整備 ・ 財源の確保（支援のしくみ） ・ 参加できる環境の整備 ・ 行政支援の工夫

2 第1次計画の評価結果

(1) 第1次の5年間の変化と概要

第1次計画策定後の5年間の地域の変化を比較してみると、人口をはじめ、世帯数や高齢化率など、着実に伸びていることがわかります。人口については、吉浜、翼、高取小学校区において高い伸びを示しており、その主な理由としては宅地開発事業による持家化が考えられます。また、翼小学校区においては、若い世代の居住が進んでいるため、年少人口の増加にもつながっています。

外国人数についても、人口比で1.9%と高い伸びを示しており、身近な地域で共に生活をする機会が増えていることがわかります。

－ 平成15～20年の地域の変化 －

項目	平成15年4月	平成20年4月	差
総人口	40,981人	44,592人	3,611人増加(109%)
世帯数	14,604世帯	15,418世帯	814世帯増加(106%)
高齢化率	15.5%	16.8%	1.3ポイント増加
年少人口(0～14歳)	6,914人(16.9%)	7,615人(17.1%)	801人増加
外国人数(平成17年)	1,597人 (人口比3.7%)	2,494人 (人口比5.6%)	人口比1.9ポイント増加
人口増加の 顕著な地域	吉浜小学校区の呉竹町・小池町・八幡町 翼小学校区の神明町・湯山町 高取小学校区の向山町・論地町		約15～20ポイント増加

第1次計画策定後、地域での活動はさまざまな広がりを見せています。次の表は、この間、どのような広がりをみせたのか、市や社会福祉協議会としてどのような支援を行ってきたのかを示した表となります。

－ 第1次計画による5年間の成果 －

項目	主な内容
地域活動の拡がり	① 宅老所・IT工房等のNPO法人による運営 ② ボランティアひろばセンターの設置運営 ③ 地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」設置運営 ④ 当事者組織「みんなの家」の活動 ⑤ 中高生の居場所「バコハ」の整備 ⑥ まちづくり協議会の設置
社会福祉協議会の活動支援	① ボランティアひろばセンター運営支援 ② 「CAPプログラム」の実施 ③ 当事者組織「のりのりフットワークの会」の設立・活動支援
行政の支援策	① 母子自立支援員の設置 ② 「居住福祉のまちづくり条例」の制定 ③ 「子ども権利擁護憲章」の制定 ④ 中高生の居場所「バコハ」の運営支援 ⑤ 中・高校生と赤ちゃん交流事業の実施 ⑥ 障がい者地域支援施設「みんなの家」設置 ⑦ 子ども未来塾の整備－「少年少女発明発見クラブ」 ⑧ 「まちづくりパートナーズ基金」の設置 ⑨ NPO法人設立支援事業の実施 ⑩ 民間提案型業務改善制度の実施 ⑪ 小学校区におけるまちづくり協議会の設置 ⑫ 障がい者相談支援専門員の配置 ⑬ 相談窓口の一本化・・・地域包括支援センター設置 （高齢・身体・知的・精神分野の相談） ⑭ 地域生活支援カルテ「きらり」の整備（障がい者）

(2) 主要な計画項目の評価

第1次計画では、地域福祉の計画活動を進める中で、住民自らが企画し主体となって活動する「実験事業」に取り組みました。代表的な事業として、地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」及び「みんなの家」の実践があります。

①ボランティアセンターの機能強化

地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」は、より地域に密着したボランティア活動を目指し、「地域住民による、地域住民のための」ボランティアセンターとして、地域・活動日限定して実施されました。活動については、宅老所「悠遊たかとり」を拠点とし、その運営に携わるボランティアにより、家廻りの保全・修理、包丁研ぎ、軽トラックでの運搬、庭木の枝打ちといった、高齢者世帯の

ちょっとした困りごとの解消を行ってきました。平成19年4月からは、利用者の口コミ等により地域外からの依頼が増えたため、活動範囲を拡大し、対応しています。現在、この取組みはまちづくり協議会へと拡がりをみせ、吉浜まちづくり協議会では、「こっこネット事業」として地域の方々のちょっとした困りごとの相談などを行っています。

ボランティア活動については、市と社会福祉協議会との協働による活動の促進が求められています。平成16年9月には、いきいき広場内に、誰もが気軽に立ち寄れ、気軽に活動に参加し利用することができる「ボランティアひろばセンター」が設置され、地域型ボランティアセンターの開設支援や男性ボランティア活動機会の創出などを行ってきました。そして、平成19年10月には、地域住民や子育て支援等と接する機会が増えることによる一層の地域共生への寄与を目指し、高浜いちごプラザ（親子よろこびの広場）や小規模多機能型居宅介護事業所、ヘルパーステーション等が集う高浜いちごプラザ内に活動拠点を移転しました。しかし、現在では、活動が限定的（平日の午前中のみ）の営業であることや、集約される情報が限定的であること、また、交通の利便の悪さなどによる弊害など、各種課題が挙げられており、「ボランティアひろばセンター」がボランティア活動支援の中核としての役割を果たすためにも、機能強化に向けた取組みが求められています。

②地域での居場所づくり

「みんなの家」の取組みは、公民館を拠点とし、障がい者とその家族が集い、昼食会の準備や楽しく語り合う「居場所づくり」として実施されました。この活動がきっかけとなり、平成15年3月には、障害者地域生活支援施設「みんなの家」が整備され、単なる「居場所」としてだけでなく、「おためし外泊」の体験や様々な生活訓練といった地域生活を体験することができる新たな拠点が生まれました。平成20年4月からは、「おためし外泊」のサポーターとして、吉浜まちづくり協議会のメンバーが参加するなど、地域住民の支えあいによる活動が展開しています。

③新たに芽生えた組織「まちづくり協議会」

平成15年11月からは、市の構造改革の一環として、小学校区ごとにまちづくり協議会の設置をスタートしています。この協議会は、第1次計画が住民主体

で策定された中で、「地域のことは地域が一番よく知っている」ことが再認識され、住民自治により地域活動を実施していくことの流れにつながったものです。平成21年5月末には、全ての小学校区の協議会が立ち上がりました。今後は、民生・児童委員やシルバー人材センターなどの各団体や行政・社会福祉協議会との一層の連携を図ることにより、市が目指す「地域共生のまちづくり」につながることが大きく期待されます。

3 第1次計画の評価から見える課題

第1次計画を評価から見える課題については次のとおり整理できます。

1 計画の実行体制について

①. 責任主体の不明確さ

- ・行政：プロジェクトチームが、大方いきいき広場のセクションに限定され全庁的な取組みがされていない
- ・社協：行政との役割分担が不明確
- ・住民：168人（ひろば）委員会、168人（ひろば）運営委員会の体制が続かなかった
- ・第三者：福祉審議会の設置とそこからの評価がされなかった

②. 計画書の問題

- ・計画書の内容が関係者の間で共有できていない
- ・年次計画の作成、中間年度における見直しがされなかった

2 計画目標の実現度

①. 職員のスキルアップ

- ・168人（ひろば）委員会へ一市民として参加したことにより職員力はアップしたものの、それは一部の職員に限定されていた

②. 住民力の向上

- ・168人（ひろば）委員会の「参加者」から「活動者」へと住民力の向上は図られたが、「埋もれたまま」の人たちがまだまだいる

③. 計画策定の波及効果

- ・168人（ひろば）委員会での住民との協働の成功体験が、まちづくり協議会の設置に結びついた

第3節 計画に盛り込むべき課題－テーマ別意見交換会から

第1次計画では、これからの高浜の地域福祉のあり方を検討するための組織として「168人（ひろば）委員会」を立ち上げ、5つのグループに分かれ、それぞれ検討課題を掲げ、ワークショップを取り入れた計画活動を推進してきました。

第2次計画では、「168人（ひろば）委員会」のような住民参加型組織による計画策定は選択せず、行政・社協評価チームによる第1次計画の分析・評価を踏まえ、3つのテーマを設定しそれぞれ意見交換会を設けました。その委員は、「168人（ひろば）委員会」のOBやOGをはじめ、民生・児童委員、ボランティアコーディネーター、地域包括支援センター、地域福祉関係団体など各テーマに即した人材や公募市民により構成しました。

平成20年8月からは、前述の評価活動等を通じて得られた課題の解決に向け、更なる議論を深めるために、策定委員会のもとに3つのテーマ別の意見交換会を開催しました。また、各意見交換会には、リーダーとして学識経験者（大学教員3名）の参加を得て、意見交換が行われました。さらには、意見交換会から策定委員会への意見反映を明らかにするため、フィードバックを重視しました。ここでは、各意見交換会での議論の場において、参加者が地域福祉活動を通じて、感じていること、見えてきたことなどを整理します。

第1意見交換会

テーマ「多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決のしくみづくりについて」

この意見交換会は、民生・児童委員、健康づくり推進員、ボランティアコーディネーター、企業関係者、当事者団体、ひろば委員OB、地域包括支援センター、行政、社会福祉協議会といった関係者が集まり、第1次計画を通して根づいた従来型の地域福祉活動の活性化に向けた課題解決のしくみづくりについて議論を行いました。

当初は、いわゆるワークショップの方法により、課題の掘り下げなどを行い、これらの意見から共通した課題を整理しました。それに基づき、平成21年からは「人材」「交流」「情報」という切り口から、3つのグループに分け、それぞれ課題解決のために何が必要となっているのか、そのためのしくみづくりをどう進めればよいのかを議論しました。各グループで出た主な意見については次のとおりです。

人材グループ	○まちの人々が「主役」で“人材予備軍”と位置づけ、この人たちを「ちょっとした助け合い」（ボランティア）に導くプログラムを作成・提供する「仕掛け屋」（中間支援組織）が必要。
交流グループ	○老人憩の家や宅老所、公民館といった地域にあるインフラや、まちづくり協議会やいちごプラザ、ボランティアひろばセンターといったしくみを活用したプログラムを仕掛けることが必要。 ○たくさんあるグループの交流のきっかけづくりやコーディネートプログラムのづくりを仕掛けるセンター機能を持つ組織が必要。 ○各グループ内での交流促進や他グループへの相互研鑽、または、潜在グループに対する意識高揚を図るような各グループの活動の成果を発表するための場が必要。
情報グループ	○ボランティアだけではなく、地域活動の紹介や福祉関係の機関の紹介や施設のイベントなど、いろいろな情報を取り扱う情報支援センターが必要。

地域福祉活動の課題として、人材不足、交流の必要性、情報の発信・集積の必要性が挙げられました。

3グループとも共通する課題解決のしくみとして取り上げているのが、「コーディネート機能を持つ機関がある。」ということです。それは中間支援組織（人材グループ）として表現されたり、情報支援センター（情報グループ）と表現さ

れたり、センター機能（交流グループ）と表現されています。

－ 活動の様子 －



第2意見交換会

テーマ「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化） について」

この意見交換会では、第1次計画での福祉専門職の関わりが少なかったことなどを踏まえ、社会福祉施設や学校、社会福祉協議会といった福祉の専門職が集まり、「福祉の専門職が地域を構成する一員として、地域にどのように関わっていくことができるか」を主眼に議論を行いました。意見交換については、高齢分野・若年（子ども）分野・障がい分野に分かれて、各機関が「今行っている取組み」や「これから行ってみたい取組み」などを持ち寄り、そうした活動をどのように広めればよいのか、活動自体の内容を広げるのか、活動する主体（担い手）を増やしていくべきなのかといった視点で議論を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 行っている取組みを地域福祉計画の推進と連動させて取り組む
- 専門職と地域住民が同じステージに立った新しいネットワークの構築
- 施設を地域へ提供することによる地域住民の福祉に対する理解や、要援護者と地域住民との交流の促進
- 福祉教育の充実や福祉専門職による専門的な知識の伝授
- 専門職の交流やスキルアップを図るための専門職の新たなネットワークの構築

こうした提案を具現化していくためには、引き続き、福祉専門職が集まって、今後の地域福祉活動の具体的な進め方を決めていく場を設け、継続的に協働していく必要があります。

－ 活動の様子 －



第3意見交換会

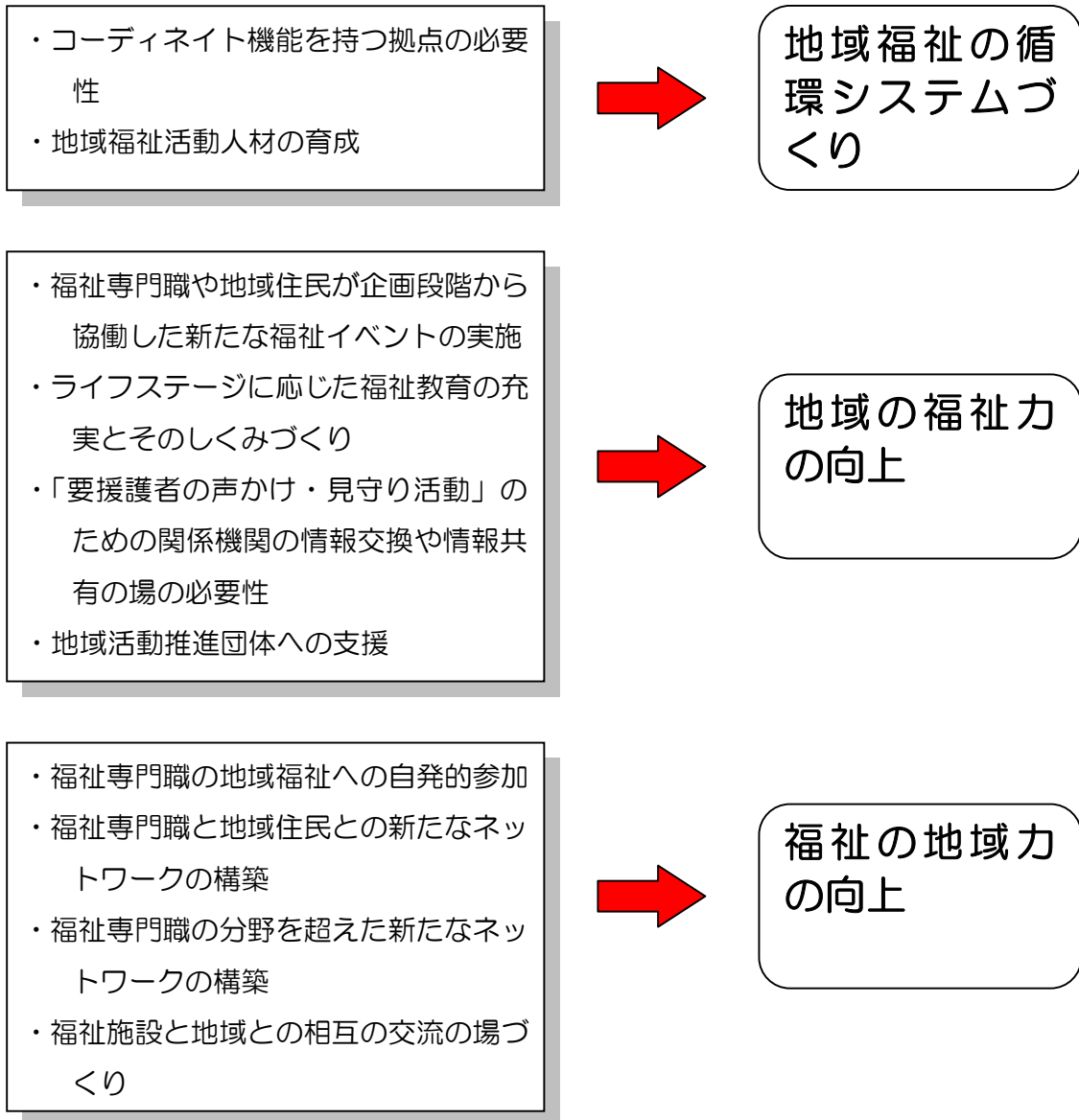
テーマ「要援護者の声かけ・見守り活動等について」

本意見交換会については、第1，2意見交換会とは設置の趣旨が異なり、地域福祉における新たなテーマである「要援護者支援体制の構築」に向けて、既に地域で声かけ・見守り活動を実践している民生・児童委員やシルバー人材センター、まちづくり協議会といった関係者を中心に、今どのような形で活動を行っているのか、あるいは行おうとしているのか、今後どのように進めていくべきなのかなど、実際の活動上の問題点や、今後の協働のあり方について議論しました。地域によって取組みの内容に相当差異があるものの、「情報収集」「情報共有」「声かけ・見守りの方法」「緊急時の対応」などが共通した課題として挙げられました。

第2次計画策定後、実際の声かけ・見守り活動に関する具体的な活動のしくみや手法については、各地域ごとに、関係団体が中心となって、地域に適した内容を検討していくこととなります。こうした活動が円滑に実施されるよう、意見交換会については、計画策定後においても関係機関の情報交換や情報共有の場として、引き続き設置し、連携体制の強化を図ることとなっています。

- 地域の取組みをより活性化するため情報交換や情報共有の場が必要
- 地域の中で課題を解決していくための協議の場が必要
- 活動を展開するための学びの場が必要
- 活動を高める研修の場が必要

上記の3つの意見交換会から検討された内容は次のように整理できます。



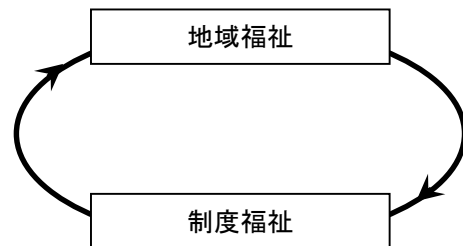
第3章 重点的に実施するリーディングプラン

第1節 計画の体系

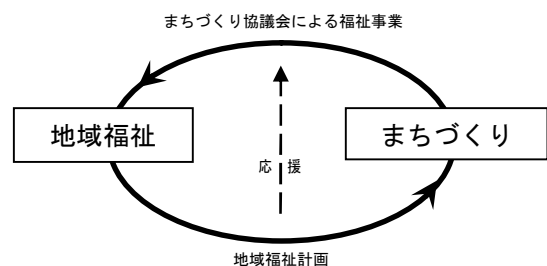
本計画期間においては、第1章の第2次地域福祉計画策定の考え方と方法、第2章の高浜市の地域福祉活動の現状と課題から、今後の地域福祉の取組みとして必要となるもの、特に重点的に進めるべき課題解決のしくみづくりをリーディングプランとして位置づけ優先的に実施していきます。

リーディングプランを支える発想は、すでに基本の視点で紹介した「地域福祉の循環」という考え方です。繰り返しになりますが、高浜版の「地域福祉の循環」のしくみづくりは、次の4点となります。

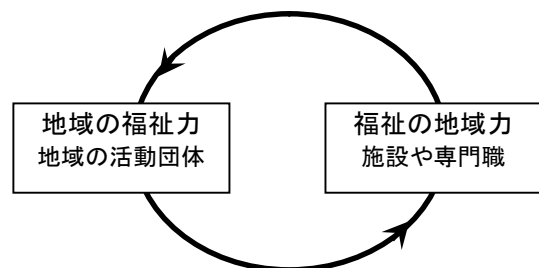
① 公的な福祉サービス拠点である「いきいき広場」だけでは、生活福祉課題の解決は困難であるといえるため、新たに地域福祉活動を推進するための総合窓口と既存の「いきいき広場」との連携による**「地域福祉と社会福祉の制度的な取組みの循環」**



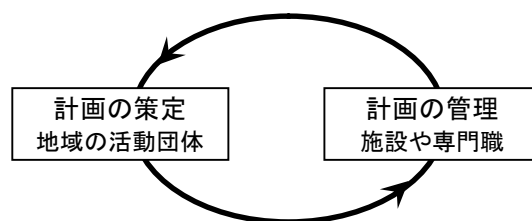
② 従来型の地域福祉活動と、地域課題の解決や地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進するために新たに芽生えた組織であるまちづくり協議会との連携による**「福祉でまちづくりにおける地域福祉とまちづくり協議会の循環」**



③ 第1次計画の「住民参加」の流れから生まれた「地域の福祉力」をさらに発展させるため、福祉専門職を地域福祉活動の中で活かす力、すなわち、**「福祉の地域力」との連携による「地域の福祉力と福祉の地域力の循環」**



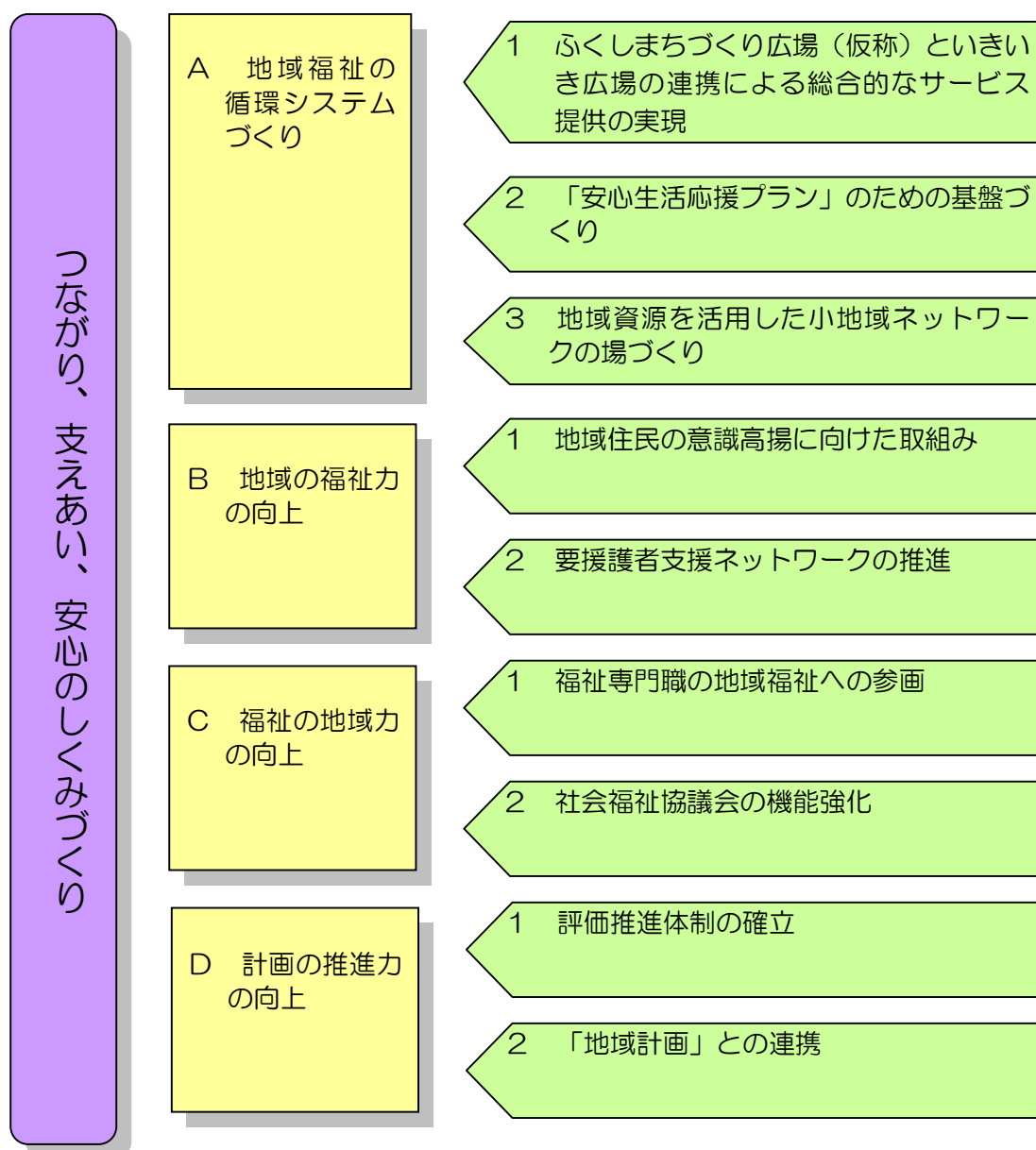
④ 計画策定に携わった方々が、計画の進行管理にも携わるとともに、さらに次の計画策定へとといった「**計画策定と進行管理の循環**」



①はA、②はB、③はC、④はDとして、体系化を図ります。

具体的には、大きく4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーにおいて中心的に進める施策を位置づけます。

—計画の体系図—



A 地域福祉の循環システムづくり

地域福祉の循環システムづくりとして、全市的な対応を図る福祉まちづくりの拠点として、「ふくしまちづくり広場」（仮称）づくりに向けた検討を行うとともに、既存の「いきいき広場」との連携による総合的なサービス提供の実現を図ります。

そして、誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、コミュニティソーシャルワーカーが多様な関係機関との連携を図り、要援護を必要する方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活応援プラン」を実施します。プラン実施にあたっては、情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

また、地域福祉圏域レベルでのネットワーク拠点として、地域資源を活用したより身近な小地域ネットワークの場づくりに取り組みます。

B 地域の福祉力の向上

地域の福祉力を向上するため、地域住民の福祉に対する理解の促進や、ボランティアに関わったことがない人へのきっかけづくりや動機づけに向けた新たな福祉イベントの創出や地域におけるライフステージに応じた福祉の学びを実施します。

また、関係機関の情報交換や情報共有の場を設置することにより、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、要援護者支援体制づくりに向けて、活動方法の検討・実施や要援護者情報の一元化・一括化などのしくみづくりを支援します。

C 福祉の地域力の向上

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を超えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。

また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行うとともに、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することとを

通して、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。

D 計画の推進力の向上

地域福祉の循環を計画的に行うために、地域福祉計画の推進力を高めるためのしくみを導入します。本計画を“絵に描いたもち”に終わらせないよう、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための「地域福祉リーディングプラン推進委員会（仮称）」を設置します。また、本市における総合的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

第2節 リーディングプランの推進

A 地域福祉の循環システムづくり

市の地域福祉の現状からみえる課題として、地域福祉活動を支えるしくみが不足していることが大きな課題となっています。第1次計画を通して根づいた活動の活性化を図るためには、ボランティア活動や市民活動をはじめとする地域福祉活動に携わる人材の確保、担い手間の交流や情報の共有を図ることが課題とされています。意見交換会からは、次のような提案がされています。

- ボランティアや市民活動に限らず、地域活動の紹介、福祉関係の機関の紹介、施設のイベントなどの多様な情報を取り扱う機能を持ち、地域福祉活動の主役であるまちの人々を地域福祉活動に導くための拠点の必要
- 老人憩の家や宅老所、町内会館といった地域のインフラや、まちづくり協議会、ボランティアひろばセンターといった既存のしくみを活用した交流促進プログラムなどを作成・提供し、それを運営するための“仕掛け屋”的な機能が必要。

また、厚生労働省においても、「今後、全国の各地域において、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けられるような地域づくりを進めることが喫緊の課題であり、公的サービスの整備充実、重点化・効率化の推進と併せて、地域において、日常的な生活支援ニーズに対応するしくみづくりを進めることが必要である。」と指摘しています。

1 ふくしまちづくり広場（仮称）といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現

地域福祉を円滑に進めるためには、地域福祉活動の推進に不可欠な人材・交流・情報といった3つの要素の促進を図るための機能を別々に設けるのではなく、地域内に一本化した窓口を設置するなど、一体的・総合的に取り扱うことが求められます。

(1)「ふくしまちづくり広場（仮称）」の拠点づくり

ボランティア活動や市民活動といった垣根を越えた地域住民や各団体からの相談・支援を行うとともに、人材発掘・育成、交流促進、情報収集・発信の拠点としての総合的なコーディネート及び地域福祉活動の活性化に向けた様々な提案を行う“仕掛け屋”といった企画・立案に関する機能を併せ持つ「ふくしまちづくり広場」の拠点づくりに向けた検討を行います。

また、ボランティアひろばセンターが「ふくしまちづくり広場」におけるボランティア活動支援の中核としての役割を果たせるよう、まちづくり協議会などの地域団体と連携した人材育成のしくみづくり、交流スペースの確保、情報のネットワーク化を図り、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民に身近なセンターづくりを行います。

(2)「ふくしまちづくり運営協議会（仮称）」の設置

地域福祉活動の拠点である「ふくしまちづくり広場」と、地域包括支援センターの設置や障がい者相談支援担当職員の配置など社会福祉の制度的な取組みに関する福祉のワンストップサービスや地域ケアの展開を図ってきた「いきいき広場」との連携を図るため、福祉専門職や地域住民も参加した「ふくしまちづくり運営協議会（仮称）」を設置し、地域福祉と社会福祉の制度的な取組みの一体的な向上を図り、お互いの広場によるインフォーマルサービスや公的サービスといった枠を越えた総合的なサービス提供の実現を図ります。

.....

実施事業	主な取組み
「ふくしまちづくり広場（仮称）」の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふくしまちづくり広場」の拠点づくりに向けた検討 ○誰もが気軽に立ち寄れる地域住民に身近なボランティアひろばセンターづくり
「ふくしまちづくり運営協議会（仮称）」の設置	○「ふくしまちづくり運営協議会（仮称）」の設置

2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり

誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、多様な関係機関との連携により、要援護を必要とする方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活応援プラン」を実施するとともに、プラン実施にあたり、いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

(1) 「安心生活応援プラン」の実施

地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るため、自立した個人が主体的に支えあう「新たな支えあい」とも言うべき地域福祉を実現するためには、「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会でも挙げられている、要援護者に関する「情報収集」「情報共有」「緊急時の対応」などの課題解決を含めて、要援護者がもれなくカバーされる体制づくりを行うことが求められます。

こうした動きも踏まえ、本市においても、誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するため、行政が主体となり、新たに社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、地域包括支援センター、まちづくり協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員等との一層の連携を通じた「安心生活応援プラン」を実施することにより、地域の福祉力と福祉の地域力における一体的な向上を図り、地域共生のまちづくりの実現を図ります。また、困難事例の発生時における行政の速やかな対応や、適切な公的サービスの提供が可能となるよう、地域包括支援センター職員をはじめとする「いきいき広場」職員の質の向上を図ります。

－ 「安心生活応援プラン」の主な内容 －

声かけ・見守り活動支援団体や行政、社協、福祉専門職等が保有する要援護者情報の共有・一元化を図ることによる、要援護を必要とする方々がもれなくカバーされる体制づくり（個人情報の保護や情報共有化の適正化について、十分配慮することとしています。）

家族のサポートが得られない一人暮らし高齢者など定期的な訪問による声かけ・見守りが必要な方々に対する訪問員による新たな地域生活支援サービスの提供（いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった声かけ・見守りに加え、日常の買物・宅配の手配等）

(2) 生活支援サービスに携わる人材の育成

地域福祉活動に携わる人材の確保が困難とされる中で、安心生活応援プランを安定的・継続的に実施するためには、定期的な訪問による声かけ・見守りが必要な方々に対して生活支援サービス提供を行う訪問員、また、訪問員に協力して支援にあたる人材の発掘が求められます。

こうした人材を確保するため、社会福祉協議会や施設といった福祉専門職の連携により、新たな住民参加サービス等の担い手としての「地域生活支援サポーター」を養成し、地域の要援護者の個別のニーズに応えるしくみを安定的・継続的に構築します。

.....

実施事業	主な取組み
「安心生活応援プラン」の実施	○社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置
生活支援サービスに携わる人材の育成	○「地域生活支援サポーター」の養成

3 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり

誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するためには、「福祉まちづくり広場」や「いきいき広場」といった第1層（市全体）をカバーする総合的なサービス提供の推進体制・基盤の充実のみならず、より身近な小地域である第2層（小学校区）、第3層（町内会）における地域福祉活動のためのネットワークの場づくりを一体的に推進することが求められます。

こうした小地域におけるネットワークの場づくり推進を図るため、老人憩の家や宅老所、町内会館といった活動拠点をはじめ地域の全てを社会資源として捉えて、地域福祉活動に携わる方々の活動や交流、または、同じ境遇の人たちが集い、語り合い、学びあえるような小地域ごとのネットワークを構築するための場としての活用等を検討します。

さらに、こうした地域資源を活用し、地域のボランティア団体、地域住民、事業所などが一体となった要援護者に対する日中の通いや訪問、宿泊などを組み合わせた小規模多機能的な切れ目のない在宅での安心した生活の提供を実現するためのしくみの構築に努め、要援護者が可能な限り住み慣れた自宅、または、地域で生活できるような地域社会を目指します。

また、これまで、老人憩の家については、地域の高齢者の方々に「憩」と「くつろぎ」、そして「健康づくり」の場を提供してきましたが、地域住民の交流の促進と地域コミュニティの再生を図るため、高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた拠点としての活用が期待されています。このことから、今後の老人憩の家など、小地域での在り方について、「小地域拠点づくり在り方検討会」を立ち上げ、検討を行います。



実施事業	主な取組み
地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり	○「小地域拠点づくり在り方検討会」の立ち上げ

B 地域の福祉力の向上

テーマ別意見交換会からは、顔がみえる関係づくりに向けた、地域住民に対する福祉への理解や参加へのきっかけづくりなど地域住民の意識高揚に向けた取り組みとして、次のような提案がされています。

- 当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民が一種に企画・運営する新たな福祉イベントの実施
- ボランティア活動者の交流・相互研鑽、未経験者に対するきっかけづくりや動機づけを推進するための発表の場の提供
- 社会福祉協議会を中心に行政、教育機関、福祉専門職が一体となった地域におけるライフステージに応じた福祉の学びの実施

市では、地場産業の衰退や名古屋市や近隣市への通勤者のベッドタウン化、外国人労働者の増加など、地域住民どうしがつながりを保つことを難しくする要素が大きくなっています。そのような中、一人暮らしの高齢者や夫婦暮らしの高齢者世帯、障がい者、乳幼児や妊産婦など、いわゆる「要援護者」といった方々が、災害が発生したときのみならず、日頃の日常生活においても、地域から孤立することは避けなければなりません。

平成20年4月からは、地域住民と行政が一体となって、地域課題の解決や地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進するための「まちづくり協議会特派員制度」が創設され、平成21年5月には、全ての小学校区においてまちづくり協議会が設置されました。要援護者が地域とつながっていることの安心感を得るためにも、このような新たに芽生えたまちづくり協議会というしくみを活かしながら、日頃から声かけ・見守りによる顔がみえる関係づくりを行うことが必要です。

1 地域住民の意識高揚に向けた取組み

既存の福祉イベントに、企画段階から若い世代の地域住民や当事者などが協働する新たな福祉イベントを創出するとともに、活動発表の場を設置することにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽を図るとともに、きっかけづくりや動機づけを行います。

また、ライフステージに応じた福祉教育を「福祉の地域力」により推進することにより、「地域の福祉力」の向上だけでなく維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。

(1) 新たな福祉イベントの創出

現在行われている福祉イベントのひとつに、「いきいき広場まつり」があります。社会福祉協議会と町内会が主体となり、民生・児童委員、各種福祉団体、福祉施設などが協働し開催しています。しかし、その企画・運営は、各団体に任されており、地域住民の福祉に対する意識高揚としては十分ではありません。

今後は、「福祉でまちづくり」の根を育てるため、企画段階から当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民と一緒に企画・運営する新たな福祉イベントを実施します。意見交換会からは、障害のある方と小中学生が協働し、市の新名物となりうる「わいわいバリアフリーマーケット」の企画・運営が提案されています。幼少期から当事者とふれあうことにより、本人だけでなく、その保護者や家族、地域住民の理解を促進します。

また、ボランティアひろばセンターが主体となり、地域ですすでに行われている「ちょっとした助け合い」やボランティア活動の取り組みを発表する場として「高浜版ボランティアフェスティバル」を開催します。これにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽を図るとともに、ボランティアに関わったことがない人のきっかけづくりや動機づけを行います。

(2) ライフステージに応じた福祉の学び

「地域の福祉力」を高めるためには、単に「福祉教育」を行うだけでなく、ライフステージに応じた福祉の学びを実施するとともに、地域において実施されることも必要となります。

現在、社会福祉協議会と教育機関が連携した「福祉教育」が実施されています。しかしながら、その実施時期は各学校により異なるだけでなく、内容についても車いす体験や視覚障がい模擬体験といった体験型が中心となっています。

今後は、社会福祉協議会が主体となり、行政、教育機関だけでなく、福祉専門職などとの連携を図った「福祉教育」を実施します。また、「福祉教育」を実施するにあたっては、「地域の福祉力」を維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。プログラムの実施にあたっては、社会福祉協議会や福祉専門職だけでなく、認知症や障がいのある方など当事者や福祉を学ぶ学生との協働により、地域の拠点や福祉施設などの現場を活用した取組みを実施します。



実施事業	主な取組み
新たな福祉イベントの創出	○「わいわいバリアフリーマーケット」の企画・運営 ○「高浜版ボランティアフェスティバル」の開催
ライフステージに応じた福祉の学び	○ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」の作成

2 要援護者支援ネットワークの推進（災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進）

「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会では、今後、声かけ・見守りによる顔が見える関係づくりを行うためには、「情報収集」「情報共有」「声かけ・見守りの方法」「緊急時の対応」などを今後どのように進めていくべきかが課題として挙げられています。こうした課題の解決を図るため、本意見交換会を関係機関の情報交換や情報共有の場として引き続き設置し、連携体制の強化を図ります。そして、行政においても声かけ・見守り活動が円滑に実施できるような支援策を実施します。

（１）関係機関による連携体制の強化

行政や社会福祉協議会、福祉専門職、各まちづくり協議会、民生・児童委員等が連携して、各関係団体が行う声かけ・見守り活動の今後のあり方などについて、議論を行ってきた「要援護者の声かけ・見守り活動等に関する意見交換会」を、関係機関の情報交換や情報共有の場として、引き続き設置し、連携体制の強化を図ります。また、平成20年度から、地域福祉圏域である5つの小学校区ごとに、地区担当の民生・児童委員と地域包括支援センターの職員の参加による地区民生委員・児童委員協議会を試行的に実施し、地域における要援護者や定期的な声かけ・見守りが必要といった方々に関する情報共有を図ってきました。

今後は、こうした取組みをさらに進めるため、地域包括支援センター職員における小学校区ごとの地区担当制を導入し、連携体制の強化を図ります。

（２）地域活動支援の機能強化

現在、手挙げ方式により行政機関が作成している要援護者名簿に関し、地域において、より正確な情報の把握が可能となるような各地域の特性に応じた作成方法の検討や名簿以外に必要な要援護者情報（親戚の有無、障がいの種類、持病への個別対応方法等）の収集などが図られるよう支援します。また、要援護者情報の取り扱いについては、関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会等を開催することにより、適切に活用できるよう支援します。

声かけ・見守り活動の具体的な内容については、関係機関による地域の特性に応じた活動手法の検討・実施を支援することとし、活動の推進団体がない場合に

においては、円滑な組織の立ち上げを支援します。また、対象者の絞込み、要援護者マップの作成、声かけ・見守り活動の実施体制などに関する各地域の検討の場
に、行政も積極的に参加することにより、要援護者支援体制づくりを支援します。

また、災害時などの緊急時においても、要援護者に対する円滑な対応が図られるよう、情報の一元化・一括化などのしくみづくりを支援するとともに、各地域で行われる防災訓練について、小・中学生、高校生などが積極的に訓練に参加できるようにするなど、緊急時の体制の充実を図ります。



実施事業	主な取組み
関係機関による連携体制の強化	○地域包括支援センター職員における小学校区ごとの地区担当制の導入
地域活動支援の機能強化	○関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会等の開催 ○要援護者支援体制づくりの支援 ○小・中学生・高校生などの参加による防災訓練の実施

C 福祉の地域力の向上

第1次計画においては、地域が自らの力で福祉を作り上げる「地域の福祉力」を重視し、そこで培った住民力と職員力を活かした施策の推進に取り組んできました。しかし、今後、地域福祉を推進するためには、「地域の福祉力」だけではなく、福祉の専門職が地域福祉へアプローチする「福祉の地域力」の向上も必要となります。

第2次計画策定にあたっては、社会福祉施設や学校、社会福祉協議会といった福祉の専門職が集まり、福祉の専門職が地域を構成する一員としてどのように関わっていくことができるかを主眼とした「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化）」をテーマとした意見交換会を立ち上げて、議論を深めてきました。テーマ別意見交換会においては、福祉専門職が地域でできることとして、次のような提案がされています。

- 地域での新たな福祉イベントの創出
- ライフステージに応じた福祉の学び
- 専門職の新たなネットワークの構築
- 住民の自主グループ育て
- 専門職と住民との新たなネットワークの構築
- 施設の地域デビュー

1 福祉専門職の地域福祉への参画

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を超えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。

(1) 福祉専門職による新たなネットワークの構築

高齢分野の「地域ケア会議」や障がい分野の「障害者地域自立支援協議会」など、制度上の分野別会議が設置され、分野別の福祉専門職間のネットワークは構築されています。しかし、地域福祉分野を包括する会議は存在せず、分野以外の福祉専門職間の交流も全くない状況にあります。

第2次計画では、「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化）について」をテーマとした意見交換会を立ち上げ、分野を越えた福祉専門職間の新たなネットワークを創出しました。

今後は、このネットワークを「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」として恒常的な組織と位置づけ、社会福祉協議会が事務局となって運営します。そして、福祉専門職同士が本音で肩の凝らない話し合いを行い、交流を深めるとともに、福祉専門職のまちづくりにおけるスキルアップを図ります。また、地域での福祉を推進するため、身近な生活支援を支える「地域生活支援サポーター」の養成、まちづくり協議会など小地域における地域福祉活動を応援するなど、「地域の福祉力」を向上するための取組みを行ないます。

(2) 福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築

これまでは、市が主体となり「認知症サポーター」「キャラバンメイト」など肩書きのある地域住民の育成を行ってきました。しかし、育成後の活動のステージが用意されていないため、地域に人材があふれているのが現状です。また、「認知症を支える会」や「通所サービス事業者集会」などの団体が共催して会合などを開催していますが、別に事業者のみで自主的な集会も行われるなど、一体的な活動が行われていません。

そこで、社会福祉協議会が主体となり、福祉専門職が「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」などの育成された地域住民と協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。第2意見交換会からは、「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」の地域住民を始め、行政、警察、郵便局、銀行、地域の商店などによるネットワークづくりを行い、認知症の方が地域で安心して徘徊できるようなしくみづくりが提案されています。

(3) 施設の地域デビュー

市内の「ケアハウス アサヒサンクリーン」などの一部の福祉施設では、これまでも施設内に「地域交流スペース」を設置するなど、地域住民に向けた施設開放を実施してきました。しかし、施設利用に対する抵抗感やPR不足などの理由により十分に活用されておらず、施設と地域の交流は進んできませんでした。

現在、翼まちづくり協議会では、施設職員がメンバーとして参加するなど、福祉専門職が地域において共にまちづくり活動に取り組んでいます。また、入所施設では、利用者が宅老所などの地域の社会資源に出向き、地域住民と交流する活動も始まっています。

そこで、施設において、地域における福祉拠点となるための架け橋となる「ふれあい広場」を設置するとともに、施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。そして、高齢者や障がいのある方とのふれあいを通して、当事者を理解する機会を創出し、災害などによる緊急時の対応を強化するだけでなく、後の新たな福祉人材の確保にも努めます。また、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、災害時における支援拠点となるなど、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。さらには、施設内だけでなく、地域内での交流を充実し、「地域の福祉力」を高めます。意見交換会からは、福祉専門職や施設利用者が地域に出向き、認知症高齢者やその家族に対し「回想法」に関する取り組みを展開するなど福祉専門職の持つ知恵を生かした「福祉出前講座」の実施が提案されています。



実施事業	主な取組み
福祉専門職による新たなネットワークの構築	○福祉専門職による地域福祉を推進するための
福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築	○福祉専門職と育成された地域住民との協議や連携ができる新たなネットワークづくりの支援新しいネットワークの構築
施設の地域デビュー	○「ふれあい広場」の設置 ○「福祉出前講座」の実施

2 社会福祉協議会の機能強化

地域福祉の推進役としての社会福祉協議会本来の役割を重視し、住民、行政その他関係機関の期待に十分に応えられるよう、「顔の見える、信頼される、職員が成長し続ける社会福祉協議会」を目指した取組みを推進します。そして、行政からの受託事業並びに介護保険事業及び障害福祉サービス事業に力を注ぐだけでなく、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」における市の地域福祉推進のパートナーとしての機能強化に向け「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

(1) 広報・啓発活動の推進と地域福祉人材の発掘

社会福祉協議会の活動内容を住民に知っていただくため、パンフレットの作成や広報紙及びホームページの充実を図るとともに、市内で開催される各種イベントへの参加・協力を通して、社会福祉協議会の活動内容のPR及び地域福祉活動の啓発を積極的に行います。

また、社会福祉協議会の職員が、まちづくり協議会などの地縁活動に積極的に参加し、地域福祉活動への理解・協力を呼び掛けることで、地域における「支えあい」の意識を醸成するとともに、地域住民が主体的に行う「支えあい活動」への積極的な支援を通して、新たな地域福祉の担い手の発掘に努めます。

さらに、専門職のネットワークの事務局を担い、地域福祉における個別具体的な問題解決に向けての事例検討研究会の開催や事業の共同開発などを通して、専門職のなかに地域福祉人材を確保します。

(2) 地域福祉の推進に向けての社会福祉協議会職員の地区担当制の導入

これまで、社会福祉協議会の事務局職員が各まちづくり協議会の会議等に参加し、地域の状況等の把握と必要な支援等を行ってきましたが、十分な成果が上がったとはいえない状況にあります。

そこで、第2次計画において、地域福祉圏域を5つの「小学校区」に設定したことに伴い、これまで関わってきた事務局職員だけでなく、介護職や保育士などの専門職も含めた社会福祉協議会の職員における地区担当制を導入し、まちづくり協議会の活動を積極的に支援するなど、地域とのつながりを強めるための体制

づくりを行います。

(3) コミュニティソーシャルワーカーの配置と育成

地域を基盤に、地域住民と連携を図りながら、援護が必要な方の見守り・発見・相談・サービスへのつなぎや地域における新たなサービスの開発支援などを行うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、養成研修の実施等を通して、行政と地域住民との「つながり」のキーパーソンとしての育成を図ります。

また、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、「安心生活応援プラン」の効果的な実施や住民互助型ふれあいサービスなどのインフォーマルなサービスの拡充に努めます。

(4) 発展・強化計画の策定と進行管理

地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、高浜市社会福祉協議会のあるべき姿、理念や運営方針を明確にした上で、人材育成・組織改革・財源改革に取り組むとともに、住民ニーズを踏まえた真に社会福祉協議会が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うことを目的に、「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

また、計画の進行管理を的確に行うため、毎年度、事業の進行管理表を作成し、計画達成度の点検・評価を行うとともに、計画・目標の必要な見直しを行える体制を確立します。

.....

実施事業	主な取組み
広報・啓発活動の推進と地域福祉人材の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の活動内容のPR及び地域福祉活動の啓発 ○社会福祉協議会の職員による、まちづくり協議会などの地縁活動への積極的な参加 ○事例検討研究会の開催や事業の共同開発
地域福祉の推進に向けての社会福祉協議会職員の地区担当制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の職員における地区担当制の導入
コミュニティソーシャルワーカーの配置と育成	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーの配置
発展・強化計画の策定と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ○「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」の策定

D 計画の推進力の向上

1 評価推進体制の確立

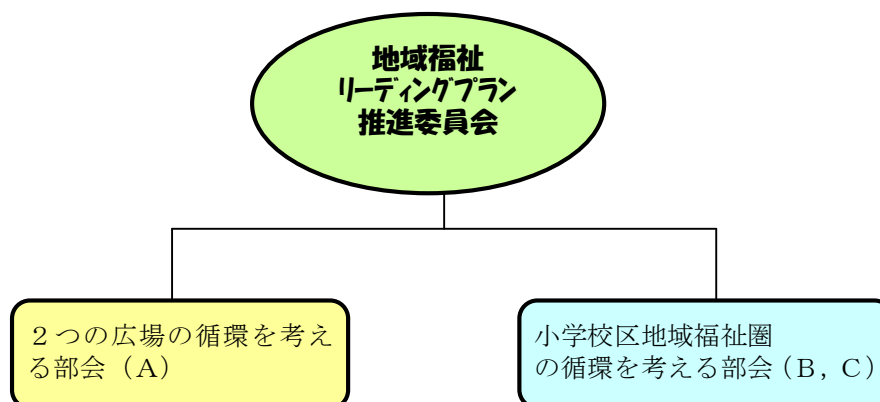
計画は作ったら終わりではありません。いかに現実の活動に結びつけられるかがポイントになります。第1次計画で目標に掲げていた福祉審議会が設置に至らず、各推進施策の責任主体が明確にされなかったことや年次計画の作成・見直しが行われなかったことにより、計画の進行管理のあり方が今後の課題として挙げられています。

(1) 地域福祉リーディングプラン推進委員会（仮称）の設置

本計画を着実に推進していくためには、地域住民、行政・社会福祉協議会、施設などの福祉専門職といった多様な地域福祉の担い手の連携を図りながら、計画の進捗状況の評価を定期的実施し、必要に応じて計画の見直しを行い積極的に取り組んでいくことが必要です。

計画の具体的施策の検討や計画的推進及び進行管理について、多様な地域福祉の担い手の参加による「地域福祉リーディングプラン推進委員会（以下、推進委員会という）」を設置し実施していきます。また、より実効性あるものにしていくために、A「地域福祉の循環システムづくり」、B「地域の福祉力の向上」、C「福祉の地域力の向上」についての部会を設置し検討していきます。

－ 体制図（案） －



(2) 「安心生活応援プラン」の進行管理と地域福祉の財源の確保

地域福祉の循環システムづくりにおける「安心生活応援プラン」を継続的に安定させるために財源の確保策についても推進委員会で検討していきます。加えて、第1次計画で根づいた計画活動をはじめとして地域福祉活動を継続的に推進するためには、公費のみに頼らない安定的な自主財源の確保が求められることから、地域福祉の財源（ファンド）のあり方を検討し方向性を示していきます。

.....

実施事業	主な取組み
地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)の設置	○「地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)」の設置
「安心生活応援プラン」の進行管理と地域福祉の財源の確保	○地域福祉の財源（ファンド）のあり方の検討

2 「地域計画」との連携

「安心生活応援プラン」で取り上げた小学校区をベースに置いた5つの「地域福祉圏域」においては、各まちづくり協議会によって地域課題の解決や地域の発展に向けての取組みがされています。地域福祉の総合的推進を図るためには、まちづくり協議会における取組みと地域福祉計画における取組みとが整合性を持ち、相互に関連しあいながら実施されることが大切です。

第2次計画では、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための評価推進体制を確立するとともに、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進するための取組みを推進します。

(1) 地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進

総合的な地域福祉の推進を図るため、まちづくり協議会を主体とする意見交換会の場を継続して開催します。そのなかで、地域の良い経験を吸い上げ共有し、地域福祉計画及び各まちづくり協議会の「地域計画」に掲げる取組みに関する情報交換や情報共有を行うなど、お互いの計画を応援できるような連携の推進を図ります。その上で、まちづくり協議会を応援できるよう必要に応じて計画の修正を行います。

.....

実施事業	主な取組み
地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進	○まちづくり協議会を主体とする意見交換会の場の継続的な開催

高浜市第2次地域福祉計画

第1章 第2次地域福祉計画策定の考え方 -----	1
第1節 第1次地域福祉計画の継承	1
1 第1次地域福祉計画からの学び	1
2 高浜福祉の到達点	2
第2節 第2次計画の理念と基本的視点	6
1 計画の理念と新たな方向	6
2 計画推進の基本的な視点	10
3 計画の位置と計画期間	11
第2章 第2次地域福祉計画の策定方法 -----	13
第1節 第2次計画の策定プロセスと策定体制	13
1 第2次計画の策定方法	13
2 第2次地域福祉計画の策定体制	14
第2節 第1次計画の評価	16
1 第1次計画の評価方法	16
2 第1次計画の評価結果	18
3 第1次計画の評価から見える課題	21
第3節 計画に盛り込むべき課題ーテーマ別意見交換会から	22
第3章 重点的に実施するリーディングプラン -----	28
第1節 計画の体系	28
A 地域福祉の循環システムづくり	30
B 地域の福祉力の向上	30
C 福祉の地域力の向上	30
D 計画の推進力の向上	31
第2節 リーディングプランの推進	32
A 地域福祉の循環システムづくり	32
1 ふくしまづくり広場(仮称)といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現	33
2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり	35
3 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり	37
B 地域の福祉力の向上	38
1 地域住民の意識高揚に向けた取組み	39
2 要援護者支援ネットワークの推進(災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進)	41
C 福祉の地域力の向上	43
1 福祉専門職の地域福祉への参画	44
2 社会福祉協議会の機能強化	47
D 計画の推進力の向上	50

1 評価推進体制の確立	50
2 「地域計画」との連携	52